

パブリックコメント(回答)

意見公募案件名	五泉市障がい者計画（素案） 五泉市障がい福祉計画（素案）
意見公募期間	平成19年2月13日（火）～3月5日（月）
問い合わせ先	五泉市健康福祉課障害係 TEL 0250-43-3911（内線230・231）

【寄せられたご意見等の件数】

提出方法		件数	人数	意見を反映した件数	既に取り組んでいるもの
合 計		13件	3人	3件	6件
内 訳	電子メール	6件	2人		
	ファックス	0件	0人		
	郵 送	0件	0人		
	持 参	7件	1人		

【寄せられたご意見、ご要望とそれに対する市の考え方】

No.	寄せられたご意見	市の考え方
1	障がい者の対処守備範囲が「国際脳損傷協会世界大会」「世界脳神経学会」「大学院大学高次脳機能障害コース」パンフレット記載『高次脳機能障害者』を除外している理由は素案策定調査不足か、日本脳神経財団&国立精神・神経センターの意見ヒアリング省略か…総理官邸リクエストより五泉市福祉課の福祉国家視察希望！	障がい者の範囲としては、障害者基本法に定義されたものと、平成16年の法改正時点の付帯決議をあわせて考えています。 高次脳機能障がい者への支援のあり方については、今後、国・県の動向を見ながら対応していかなければならないと考えています。
2	「コミュニケーション支援について」 支援を必要としているのは聴覚障がい者だけではありません。情報の8割は視覚によって得られるものと言われていいます。したがって視覚障がい者は正に情報障がい者なのです。視覚障がい者に対するコミュニケーション及び情報支援を計画の中にきちんと位置付けるべきです。 市が発送する税金・年金を始めとする各種通知類、障がい者手帳・母子手帳・住民基本台帳・健康保険証等の点字化、もっぱら手紙や書類などを音訳するためのホームヘルパーの派遣などを認めることを、計画の中に盛り込むべきです。	障がい者計画に記載の「コミュニケーション支援を必要とする障がいのある方」には視覚障がい者に対する支援も含まれるとご理解ください。 また、情報支援については、No.6のご意見も踏まえ、「 視覚障がいのある方への情報提供体制について検討していきます。 」の文言を障がい者計画に追加します。

No.	寄せられたご意見	市の考え方
3	「災害時の支援について」 大きな避難所では視覚障がい者は殆ど生活できないことが、先の中越地震でも明らかになりました。 そこで視覚障がい者等に対しては、比較的使い慣れているあまり広くない場所（例えば福祉会館等）を二次避難所に指定するよう、障がい者計画か、防災計画に盛込んでいただきたいと思います。	障がい者計画においては地域防災計画に基づく避難誘導體制の充実について記述しています。 また、避難所設置にあたっての障がい者等への具体的支援（福祉避難所の開設）については、「五泉市地域防災計画」を策定中です。
4	「1割応益負担の減免について」 平成18年度から福祉サービスに対しては、原則1割の応益負担が課されるようになりました。 居宅支援にしても、移動支援にしても重度の障がい者ほど多くのサービスを必要としています。就労の機会に恵まれにくい重度の障がい者は、それだけ経済的にも困窮しています。安心して福祉サービスを受けられるよう、五泉市としても1割の本人負担に対する減免制度を計画に盛込むべきです。	障害者自立支援法は、施行以来、数々の見直し施策が実施されており、利用者の1割負担の軽減についても国・県等の動向を見極めながら検討していく課題となっています。 今後も関係者のご意見やご要望の把握に努めてまいります。
5	「声の広報等発送事業について」 時代の衰勢で、今テープからCDへと急速に切り替わりつつあります。点字図書館でも徐々にテープ図書から、CD図書に切り替わっています。五泉市でもCD製作のための機器類の整備を計画に盛込むべきです。	現在、視覚障がい者向けの音声読上げ装置等は整備されておらず、また、CD化についても提供体制の確立とともに今後の状況を勘案して、整備を検討していきます。
6	「通知等の点字化について」 市が市民に対して、発送する各種の点字化が待たれています。特に税金関係での各種通知の点字化は絶対に必要です。 また、国民健康保険証、住民基本台帳等への点字の貼付は必須です。 これらを一気にすることは、難しいでしょうが少なくとも計画に盛込む努力はすべきです。	視覚障がい者への支援として、市からの郵送物等については、点字化されたものを送付するよう努力し、今後の課題として検討していきます。 情報支援としてNo.2と同様に障がい者計画に位置づけ、「視覚障がいのある方への情報提供体制について検討していきます。」と記述します。
7	「点字ブロック等の整備について」 駅周辺、バス停の位置の表示、公共施設への誘導、公共施設内の誘導、エレベーターの音声化などについて、計画に盛込むべきです。	障がい者計画において、公共的施設等のバリアフリー化の記述があることでご理解ください。 整備にあたっては、関係各課との調整を図りながら、随時、整備していきます。

No.	寄せられたご意見	市の考え方
8	「コミュニケーション支援事業について」 もっぱら聴覚・言語障がい者のための計画しか入っていないようですが、直近の厚生労働省通知でも点字や音訳についても入っているはずです。先に述べた通知類の他にも障がい者手帳や、母子手帳の点字化、もっぱら音訳のためのホームヘルパーの派遣を認めることなどを計画に盛り込むべきです。	障がい福祉計画におけるコミュニケーション支援についての記述の「聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため…」の箇所に「視覚」を追加します。具体的な支援策については、今後、検討していきます。
9	一人暮らしの高齢者や障がい者の孤独死を防止するための対策を考えます。(地域的なサポート・クラブ活動等) さらに認知症を予防するためにも地域的な人間関係を強め支え合う環境を作ります。しかし、個人のプライバシーは守ります。	障がいに対する正しい知識と理解を深め、心のバリアフリーを進めることにより、障がい者等にやさしい地域づくりにつながると考えます。関係各課との調整を図りながら、随時、バリアフリーの地域づくりに努めてまいります。
10	一人暮らしの高齢者や障がい者が災害に遭遇した場合ただちにどうしたらいいかを希望する高齢者や障がい者にメールや緊急放送システム等で知らせるようにする。	No.3と同様に、障がい者計画においては、地域防災計画に基づいて災害時の避難誘導體制の充実に努めることや、有事のための防災訓練の実施について記述しています。障がい者個々へのメールや緊急放送システムの整備は今後の検討課題といえます。
11	視覚障がい者がグループホームで生活をしたいという場合、市は相談にのります。仕事や個人的な外出等のプライバシーは守ります。家事援助や買い物や通院食事等の援助が受けられるようにします。	障がい者計画の「相談体制の充実」や「障がい福祉サービス（介護給付・訓練等給付）の充実」の項で記述されていることをご理解ください。 具体的な支援策については、今後、必要とされる社会資源の整備をはじめ検討していきます。
12	災害等で視覚障がい者が避難する場合、比較的移動が簡単な福祉施設に避難できるようにします。	No.3のご意見と同様に、避難所設置にあたっての障がい者等への具体的支援（福祉避難所の開設）については、「五泉市地域防災計画」を策定中です。
13	障がい者が自立支援等を受ける場合、障がい者の負担金がないように市は援助します。	No.4のご意見と同様に、利用者の1割負担の軽減についても国・県等の動向を見極めながら検討し、今後も関係者のご意見やご要望の把握に努めてまいります。